

公共樹設置（物件設置）申請の流れ

①公共樹設置申込書（物件設置許可申請書）作成

樹設置に関する必要書類（各1部）

- 公共樹設置申込書（物件設置許可申請書）
- 案内図（住宅地図A4でページ数を記入）
- 配置図（右下に施工業者名を記入）
- 平面図・断面図
- 断面一覧表（仮復旧・本復旧）
- 標準工法図
- 土留図（掘削深1.5m以上の場合）
- 現地写真（撮影年月日記入，道路全景を撮影）
- 公図・登記簿謄本（物件設置の場合は任意）
- 開発行為に関する協議書（調整区域の場合）
- 建築確認済証写（公共樹設置の場合）
- 土地売買契約書又は土地使用に関する承諾書（土地売買，借地，私道の場合）

道路占用に関する必要書類（一部を除き各4部）

- 道路占用許可申請書（法定外公共物占用許可申請書）
- 案内図（住宅地図A4でページ数を記入）
- 配置図（右下に施工業者名を記入）
- 平面図・断面図
- 断面一覧表（仮復旧・本復旧）
- 標準工法図
- 土留図（掘削深1.5m以上の場合）
- 公図・登記簿謄本（法定外道路の場合，道路部分）
- 2部** 現地写真（撮影年月日記入，道路全景撮影）
- 2部** 占用工事事前調整表
- 2部** 道路占用に伴う協議書

※ 国県道の場合は，事前に相談して下さい。



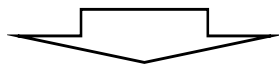
②申請書提出

申請から着工まで**2か月以上**かかるため，余裕を持った申請をお願いします。



③工事着工

工事着工前日までに工事予定表を提出してください。



④工事完了届提出

必要書類（各1部）

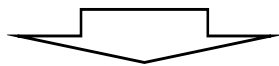
公共樹設置の場合

- 完成届
- 工事目的物引渡書
- 検査調書
- 完了写真

物件設置の場合

- 工事完了届
- 寄付申込書
- 寄付物件工事費
- 完了写真

※ 物件設置の場合は，本復旧工事完了後，再度**仮復旧までの写真（1部）**と**本復旧工事の写真（1部）**を提出してください。



⑤完了検査